○法務省令第十三号

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第五十八条第三項の規定に基づき、矯正研修所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

法務大臣　三好　雅子

矯正研修所組織規則の一部を改正する省令

矯正研修所組織規則（平成十三年法務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（所長、副所長及び教官） **第二条**　矯正研修所に、所長、副所長一人及び教官（併任者を除く。）二十五人を置く。 ［2～4　略］ （矯正研修所に置く部等） **第三条**　［略］ 2　矯正研修所に、次の四課を置く。 総務課 ［研修企画第一課］ ［研修企画第二課］ 試験課 （研修企画第一課の所掌事務） **第十条**　研修企画第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　研修の実施に関する企画及び立案に関すること。 二　研修に必要な資料の収集及び作成に関すること（研修企画第二課の所掌に属するものを除く。）。 （研修企画第二課の所掌事務） **第十一条**　研修企画第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　研修員の身上、評価及び生活指導に関すること。	（所長、副所長及び教官） **第二条**　矯正研修所に、所長、副所長一人及び教官（併任者を除く。）二十三人を置く。 ［2～4　同上］ （矯正研修所に置く部等） **第三条**　［同上］ 2　矯正研修所に、次の三課を置く。 総務課 ［研修企画課］ 試験課 （研修企画課の所掌事務） **第十条**　研修企画課は、研修の実施に関する企画及び立案並びに資料の収集及び作成に関する事務をつかさどる。 ［条を加える。］

改正後	改正前
二　矯正に関する政策、学術及び制度に関する研修に必要な調査研究に関すること（効果検証センターの所掌に属するものを除く。）。 三　前号に規定する事務に必要な資料の収集、整理及び保管に関すること。 （試験課の所掌事務） **第十二条**　［略］ （支所） **第十三条**　［略］ （雑則） **第十四条**　［略］ **別表**（第十三条関係） ［略］	（試験課の所掌事務） **第十一条**　［同上］ （支所） **第十二条**　［同上］ （雑則） **第十三条**　［同上］ **別表**（第十二条関係） ［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○法務省令第十四号

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十一条第二項の規定に基づき、矯正管区組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

法務大臣　三好　雅子

矯正管区組織規則の一部を改正する省令

矯正管区組織規則（平成二十五年法務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（矯正就労支援情報センター室） **第一条の二**　矯正管区に、矯正就労支援情報センター室を置く。 ［2・3　略］	（矯正就労支援情報センター室） **第一条の二**　東京矯正管区及び大阪矯正管区に、それぞれ矯正就労支援情報センター室を置く。 ［2・3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。